

(1-1) 令和6年度の実施状況（条例、計画等の策定または変更）
条例・計画・制度の新規策定または変更を行ったものを公表しています。原則、複数の市民参加手続を実施することとなっています。

	担当課グループ (G)	対象事案	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手続の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	結果・議事録等の公表 日と公表方法（下表※2参照）	市民参加の実績	市議会 全員協議会での 報告状況 (○で囲む)	備考
1	健康課 保健予防G 健康支援G	岩倉市健康増進計画 健康いわくら21（第3次）	(2)	岩倉市健康増進計画 健康いわくら21（第2次）は12年間（2013年度～2024年度）を計画期間としており、次期計画を策定する。	岩倉市健幸づくり推進委員会	全委員 16人 ・公募 0人 ・市民登録 1人	公開	①5月31日 ②8月5日 ③10月7日 ④2月3日	議事録の公表 ①7月25日 ②10月15日 ③12月17日 ④3月末(予定) 方法 (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人 ④傍聴0人	報告済・未 (月)	
					アンケート	—	—	令和5年9月20日～10月16日	結果の公表 10月25日 方法 (3)	発送2,000人 返送791人		令和5年度 実施済
					パブリックコメント手続	—	—	12月23日～1月23日 (32日間)	実施結果の公表 1月28日 方法 (3)	1人 2件		
2	こども家庭課 子育て支援G	岩倉市子ども未来応援計画	(2)	岩倉市子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画）と、これまで別の計画であった岩倉市子ども行動計画（子どもの権利に関する啓発を行い、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に進めていくための計画）を一体の計画として策定するもの。計画は、5年間（2025年度～2029年度）を計画期間とし、令和5年度と令和6年度の2か年で策定する。	岩倉市子ども・子育て会議	全委員 12人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①5月20日 ②8月2日 ③10月25日 ④12月13日 ⑤2月20日	議事録の公表 ①6月6日 ②9月4日 ③12月2日 ④1月30日 ⑤未定 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴1人 ③傍聴1人 ④傍聴0人 ⑤傍聴0人	報告済・未 (12月)	
					アンケート	—	—	令和5年11月20日～令和5年12月11日	結果の公表 令和6年5月23日 方法 (1) (3)	発送6,096人 返送3,112人		令和5年度 実施済
					パブリックコメント手続	—	—	令和6年12月23日～令和7年1月23日 (32日間)	実施結果の公表 令和7年2月25日 方法 (1) (3)	2人 15件		
3	都市整備課 整備G	岩倉市自転車活用推進計画	(2)	岩倉市自転車活用推進計画は、国及び県の計画を踏まえ、本市の実情に応じた環境整備や安全利用に向けた普及啓発等を推進するため策定するもの。	岩倉市自転車活用推進計画検討委員会	全委員 13人 ・公募 0人 ・市民登録 2人	公開	①8月5日 ②10月31日 ③3月19日	議事録の公表 ①8月20日 ②11月20日 ③未定 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴1人 ③傍聴0人	報告済・未 (1月)	
					パブリックコメント手続	—	—	1月21日～2月20日 (31 日間)	実施結果の公表 3月(未定) 方法 (1) (3)	5人 13件		

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。
(1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
(2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
(3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※2 施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2つ以上の方法により行うものとしています。
(1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布
(2) 広報への掲載
(3) ホームページへの掲載
(4) その他市長が必要と認める方法

(1-2) 令和6年度の実施状況（既存計画等の評価）
市民参加条例第6条第1項に該当する要件(1)(2)に該当する条例、既存計画の単年度評価(進捗管理等)を行ったものを公表しています。

	担当課 [＊] グループ [○] (G)	対象事案	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手段の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	議事録等の公表日 と公表方法（下表 ※2参照）	市民参加の 実績	備考
1	企画財政課 企画政策G 協働安全課 市民協働G	岩倉市自治基本条例 岩倉市市民参加条例	(1)	岩倉市自治基本条例及び岩倉市市民参加条例の進捗状況を岩倉市自治基本条例審議会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市自治基本条例審議会	全委員 10人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	①6月21日 ②7月3日 ③7月12日	議事録の公表 ①9月19日 ②9月19日 ③9月19日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人	
2	企画財政課 企画政策G	第5次岩倉市総合計画	(2)	第5次岩倉市総合計画の進捗状況を岩倉市行政評価委員会にて検証するもの。	岩倉市行政評価委員会	全委員 10人 ・公募 1人 ・市民登録 2人	公開	①10月1日 ②10月17日 ③11月7日	議事録の公表 ①1月14日 ②1月14日 ③1月14日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人	
3	企画財政課 財政G	岩倉市行政改革行動計画	(2)	岩倉市行政改革行動計画の進捗状況について岩倉市行政評価委員会において評価・意見を受ける。	岩倉市行政評価委員会	全委員 10人 ・公募 1人 ・市民登録 2人	公開	①7月16日 ②8月7日	議事録の公表 ①10月21日 ②10月21日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人	
4	協働安全課 市民協働G	岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会	全委員 15人 ・公募 1人 ・市民登録 2人	公開	①11月6日 ②11月20日 ③1月17日	議事録の公表 ①12月26日 ②12月26日 ③2月26日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人	
5	環境政策課 さくら・川・環境G	第2次岩倉市環境基本計画	(2)	第2次岩倉市環境基本計画の進捗状況を岩倉市環境審議会にて評価し、次年度以降の施策に反映するもの。	岩倉市環境審議会	全委員 12人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①7月22日 ②1月29日	議事録の公表 ①8月19日 ②3月中旬予定 方法 (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人	
6	環境政策課 廃棄物G	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	(2)	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価し、次年度以降の施策に反映するもの。	岩倉市廃棄物減量等推進協議会	全委員 18人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①11月21日 ②3月7日	議事録の公表 ①12月16日 ②3月19日 方法 (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人	
7	長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況を岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会にて評価するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	全委員 14人 ・公募 0人 ・市民登録 1人	公開	①6月28日 ②10月28日 ③2月17日	議事録の公表 ①7月19日 ②11月25日 ③3月予定 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人	
8	福祉課 障がい福祉G	第5期岩倉市障がい者計画	(2)	岩倉市障がい者計画の進捗状況を岩倉市障害者計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市障害者計画推進委員会	全委員 16人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	2月21日	議事録の公表 3月31日予定 方法 (1) (3)	傍聴0人	
9	福祉課 社会福祉G	第3期岩倉市地域福祉計画	(2)	岩倉市地域福祉計画の進捗状況を岩倉市地域福祉計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	全委員 10人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	①5月22日 ②11月27日	議事録の公表 ①7月16日 ②12月12日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人	
10	福祉課 社会福祉G	岩倉市自殺対策計画	(2)	岩倉市自殺対策計画の進捗状況を岩倉市自殺対策計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市自殺対策計画推進委員会	全委員 12人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	5月13日	議事録の公表 5月28日 方法 (1) (3)	傍聴0人	

11	こども家庭課 子育て支援G	第2期岩倉市子ども・子育て支 援事業計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提 供体制の確保方策等を定めた計画の実施状況を評 価するもの。	岩倉市子ども・子育て会議	全委員 12人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	8月2日	議事録の公表 9月4日 方法 (1) (3)	傍聴1人	
----	------------------	-------------------------	-----	--	--------------	--	----	------	----------------------------------	------	--

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※2 施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2つ以上の方法により行うものとしています。

- (1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布
- (2) 広報への掲載
- (3) ホームページへの掲載
- (4) その他市長が必要と認める方法